

妊婦のための支援給付のご案内

令和7年4月より、妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施します。

「妊婦のための支援給付」は、従来の「出産・子育て応援給付金」に代わり、創設された制度です。

1. 申請対象者

申請時点で鹿追町に住民票がある次のいずれかの方

- ・令和7年4月1日以降、妊娠している方
(令和7年4月1日以降、死産・流産等をされた方も対象になります)

2. 支給額（現金）

- 1回目：妊婦一人当たり5万円
- 2回目：胎児一人当たり5万円（胎児の数×5万円）

3. 申請方法

○1回目：母子手帳交付時に申請書をご記入し申請して頂きます。

○2回目：新生児訪問時に申請書をご記入し申請して頂きます。

＊里帰り等で不在の場合はご相談ください。

○流産・死産等された時、妊婦のための支援給付の対象となりますので、流産等が医療機関で確認された日以降に申請が可能です。担当係までお問い合わせください。



◎お問い合わせ◎

鹿追町役場 保健福祉課 健康推進係 （トリムセンター内）

電話 66-4037

アンケート・面談の流れ

妊娠期

- ① 妊娠届出・母子健康手帳交付（妊娠8～10週前後）

面談・アンケート

妊婦給付認定申請

給付金 1 回目

- ② 後期分妊婦健診受診券発行（妊娠20週～妊娠26週）

面談・アンケート

- ③ 妊娠8か月の面談（妊娠32週前後）

オンライン面談（ご夫婦で参加）

出産・産後

- ④ 新生児訪問（出産後1か月以内）

家庭訪問・アンケート



（里帰り出産の方は、期間や状況に応じて里帰り先で訪問するか、帰って来てから町で訪問するか相談させていただきます）

胎児の数の届出

給付金 2 回目

*決まった面談以外にも、必要に応じて相談対応します。

❀こども家庭センター❀

住 所：081-0222 鹿追町東町4丁目2番地1
鹿追町トリムセンター内

給付金担当：保健福祉課 健康推進係

開 設 時 間：平日 午前8：30～午後5：15

（土・日・祝祭日・年末年始は休み）

個室相談室・授乳室・キッズスペースあり

電 話：0156-66-4037

メー ル：fukushi@town.shikaoi.lg.jp



子育てアプリ♡ばんび
QRコード

「子育てアプリ♡ばんび」を使ってオンライン相談を実施するため、ぜひ設定をお願いします。